

よくあるご質問

Q1. 納付後すぐに継続検査（車検）を受けたいのですが、軽JNKSでの納付確認はできますか？

A1. 納付後、軽JNKSに納付情報が登録されるまでに相応の日数を要しますので、すぐに継続検査（車検）を受けたい場合は金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、これまで通り納税証明書をご提示ください。

Q2. 軽自動車税（種別割）の未納がないにも関わらず、軽JNKSで確認が取れず、納税証明書が必要になる場合ありますか？

A2. 次のようなケースでは納税証明書が必要となる可能性があります。

- 納付したばかりで軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- 中古車を購入したばかりの場合
- 他の市区町村へ引っ越したばかりの場合

Q3. 納付してから軽JNKSに納付情報が登録されるまでにどれくらいの日数がかかりますか？

A3. 納付方法によって異なりますが、1~3週間程度かかる場合があります。

Q4. 軽JNKSの運用開始に伴い、これまで口座振替後に発送されていた「口座振替済通知書（車検用納税証明書）」や紙の納付書に付随している「納税証明書」は発送されなくなりますか？

A4. 紙の納付書に付随している「納税証明書」については、これまで通り発送いたしますが、「口座振替済通知書（車検用納税証明書）」については令和6年度をもって発送を廃止いたしました。

Q5. 軽JNKSで納付が確認できるのはどの車種でしょうか？

A5. 対象となるのは、継続検査（車検）の必要がある、軽自動車三輪・軽自動車四輪・二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）です。

Q6. 個人でも軽JNKSで納付確認ができますか？

A6. 軽JNKSで納付確認ができるのは軽自動車検査協会の職員のみで個人では確認できません。

なお、納付確認が必要な場合は、ご本人様が直接納税課へお問い合わせください。